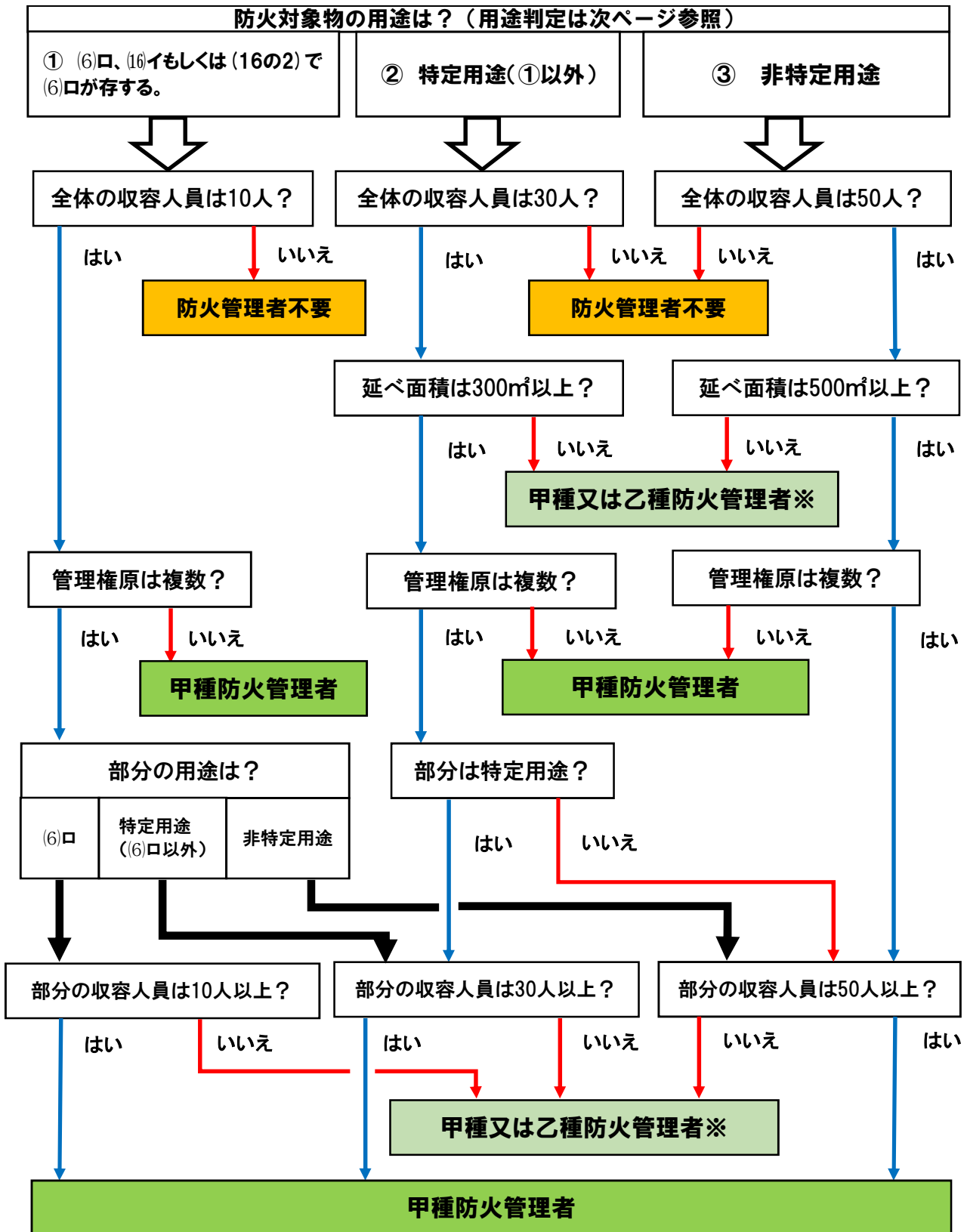


防火管理者フローチャート



※防火対象物全体が防災管理対象物である場合、甲種防火管理者の資格が必要になります。
(防災管理者に選任されるのに甲種防火管理者の資格が必要のため)

上記のほか甲種防火管理者が必要な対象物

- 新築の工事中の次に掲げる建築物で、収容人員が50人以上のものうち総務省令で定めるもの
 - (1)地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000㎡以上の建築物
 - (2)延べ面積50,000㎡以上である建築物
 - (3)地階の床面積の合計が5,000㎡以上である建築物
- 建造中の旅客船（船舶安全法第8条に規定する旅客船をいう。）で収容人員が50人以上で、かつ甲板数が11以上のものうち総務省令で定めるもの

防火対象物用途判定表

用途区分（消防法施行令別表第1による項別区分）		
(1) 項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	特定用途
	ロ 公会堂又は集会場	
(2) 項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
	ロ 遊技場又はダンスホール	
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等	
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗等	
(3) 項	イ 待合、料理店その他これらに類するもの	
	ロ 飲食店	
(4) 項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
(5) 項	イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの	
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅	
(6) 項	イ 病院、診療所又は助産所	特定用途
	ロ 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、自力避難困難者が入所している小規模社会福祉施設等	
	ハ 老人福祉施設、有料老人ホーム（(6)項ロに該当するものを除く。）、障害福祉サービス事業を行う施設等	
	ニ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校	
(7) 項	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	非特定用途
(8) 項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	特定用途
(9) 項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	
	ロ 蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの以外の公衆浴場	非特定用途
(10) 項	車両の停車場	
(11) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
(12) 項	イ 工場又は作業場	
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	
(13) 項	イ 自動車車庫又は駐車場	
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14) 項	倉庫	
(15) 項	令別表第1(1)項から(14)項に該当しない事業場 (例：官公庁、銀行、事務所、美容室、接骨院、学童保育)	
(16) 項	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	特定用途
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	非特定用途
(16の2) 項	地下街	特定用途